

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和3年12月2日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

12月2日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第77号所管分の審査-----	2
質疑（塚本崇委員、福住礼子委員、藤浦雅彦委員、野口博委員、安藤薫委員、 松本暁彦委員）	
議案第70号の審査-----	15
質疑（塚本崇委員、福住礼子委員、藤浦雅彦委員、野口博委員）	
採決-----	19
閉会の宣告-----	19

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和3年12月2日(金) 午前 9時59分 開会
午前11時37分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	松本暁彦	委員	福住礼子
委員	藤浦雅彦	委員	安藤 薫	委員	野口 博
委員	塚本 崇				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
市長公室長兼広報課長 大橋徹之 総務部長 山口 猛
建設部長 武井義孝 消防長 明原 修
消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭 建設部参事兼道路交通課長 永田 享
消防本部参事兼消防総務課長 松田俊也
人事課長 浅尾耕一郎 財政課長 森川 護 市民税課長 妹尾紀子
固定資産税課長 藤原英昭

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件(審査順)

議案第77号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分
議案第70号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走、だんだん慌ただしくなってきました。議員各位には何かとお忙しいところ、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました市税条例の一部を改正する条例制定の件ほか1件についてご審査を賜ります。どうか慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第77号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。

それでは、私からは1点だけ質問させていただきます。まず32ページ交通安全対策費ですが、補正額として9,646万6,000円が上げられております。この支出

の目的についてご説明をお願いいたします。

1回目以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、塚本委員の9,646万6,000円、支出の目的についてお答えさせていただきます。

本予算につきましては、正雀南千里丘線道路改良事業におきまして、道路拡幅事業の予算を計上させていただいております。

内容につきましては、土地の購入費としまして2,567万円、移転補償費としまして、7,079万6,000円となっております。駅前での安全な歩行空間の確保、円滑な通行を目的として、用地買収にかかる費用となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

阪急正雀駅前の道路拡幅ということですが、以前も指摘させていただいたとおり、阪急正雀駅前は夜になると非常に暗く、また複雑な道路となっておりますので、非常に危険な状態が続いていると感じております。

そこに対して、一刻も早くこの事業を進めていただきたいわけですが、今後の展望について、めどがついているのであればお教えください。

2回目以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、塚本委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

今後の展望につきましてはですが、今回上げさせていただいておるのは、本事業の事業区域内にある残りの建物が10棟ございます。そのうち4棟につきまして、本予

算にて契約を進めてまいりたいと考えておりますが、残り6棟につきまして、今後、権利者のご協力等を含めまして、早期な道路事業の完成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

本事業に関しては、民有地がかなりあって難しい部分があるかと思えますけれども、やはり計画どおりにしっかり進めていただいて、1日も早い完成を目指していただきたいということで要望としておきます。

以上です。

○三好義治委員長 次に、福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます、よろしく願いいたします。

7ページにあります債務負担行為の補正の一番下のところに変更がございまして、今、塚本委員のほうから、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業のことについてのお話がありましたけど、今回この補正がちょっと変わっております、4年から5年と期間が延びたということと、限度額が若干減っているように思えますので、この変更についての中身を教えてくださいたいと思います。

それから、42ページにあります一般職等の給与関係の表がありまして、今回補正が出ているわけですが、この変更につきましては、予算を組んだ後に異動であったり退職であったり、様々な人の変更があつてのことだと思います。その辺の内訳と、もう一点は、長期でお休みされる方もこの中には含まれているのかなと思います。例えば育児休暇や介護を理由にお休みされる方、病気などでの長期休暇というようなことがあつたかと思えますので、その

辺でそういった利用というか使われたことのある方がありましたら、内訳をお聞きしたいと思えますので、この二つです。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、福住委員の1番目のご質問にお答えさせていただきます。

債務負担行為の変更につきまして、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業において、当初予算におきましては期間を令和4年度まで組んでおりましたが、この地域における国有地の整理だとか、あるいは地図混乱地域、これを解消するために法務局との協議、また新たに必要となった各地権者からの提出書類等の受け取りに時間を要したため、計画が遅れている状況でございます。

そのため、当初見込んでいた令和4年度までの期間を、令和5年度まで変更するものであります。その予算に充当する業務につきましては、これから残りの地権者との交渉に入っていくわけなんです、その交渉業務を委託する予算を組んでおります。

金額の変更につきましては、当初見込んでいました借家人の対象者が変更になったことから対象となる数が増えたこと、金額についても、交渉業務の委託費の再度出し直しをして変更した内容でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、2番目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず人件費の補正の内訳ということでございましたけれども、少しここに表記がございますのが一般会計ということで、ご説明としては他会計である特別会計も含めてご説明させていただきます。

今回のマイナスの要因として、ご質問にもございました育児休業、休職等の影響によりまして、4,500万円ほどが減額ということになってございます。そのほか、共済組合への追加費用ということで1,500万円程度が減額、計6,000万円程度がマイナスの要因ということでございます。

プラスの要因といたしましては、ご質問にもございました採用・退職の関係、年度途中での採用等もございますので、これの決算見込みということで2,000万円ほどがプラスとなってまして、全ての会計を合わせますとおよそ4,000万円の減額という、そういう内訳の内容ということになってございます。

それから、2番目の育児休業等の内訳というお問い合わせでございましたけれども、育児休業については、期間が短い方というのも当然中にはございますけれども、今回の補正予算に影響があった職員ということで申し上げますと、34名ほどが育児休業ということになってございます。

それから休職等について、これらの要因で減額になっている方が5名ということの内訳になってございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 先ほどの正雀南千里丘線外2路線の変更については、分かりました。地図訂正などで時間がかかって、延期になったというお話でありました。6件の交渉がまだ残っているということでありましたので、本当に時間のかかる交渉の内容だと思っておりますが、どうぞ丁寧に、でもなるべく早く進めていただいて、阪急正雀駅前が本当に安心して通れるような形をつくっていただけたらなと思います。

阪急正雀駅前、朝立ってますと本当に怖いと思うこといっぱいあります。駅舎下のガードは、午前7時から午前9時まで車は通っちゃいけないとなっており、警察が看板も立てているんですけど、それにもかかわらずやっぱり通って行かれる車がありますので、その辺は警察の方とも協議を進めていただいて、もう少し明確な交通整理ができるようにしていただけたらなと思っておりますので、要望とさせていただいて、この質問については終わりたいと思います。

人件費に係るところについて、全体的なお話は分かりました。育児休業が34名いらっしゃったということで、私として気になるところは、男性の方がどのぐらい休みを取れるような環境になったのかが気になりまして、男性の方の育児休業、この1年間で取られた方が何人いらっしゃって、ふえている傾向なのか、もちろん出産がなければふえないわけですけども、取りやすい環境になっているのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

それとあと病気等で長期のお休みになっている方の給与の発生ですね、これどういった形で、どのぐらいまでその病気等の長期休暇は認められているのかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは2点のご質問に答弁をさせていただきます。

まず男性の育児休業のお問い合わせでございますけれども、今年10月時点で集計したものがございまして、対象の方が15名おられまして、そのうち育児休業取得者が8名ということで、5割を超えている状況にはございます。

期間としては、短期間の方から数か月というようならばつきはあるんですけども、ふえている傾向にはあるのかなと見ております。

それから給与の関係でございますけれども、病気で休職を余儀なくされた方の給与ということでございますけれども、休職後1年間は給与の8割が支給されるというような仕組みになっておりまして、それを超えると支給はなくなるというような、そういう給与の形態になってございます。

給与が支給されない時期におきましては、共済組合のほうで傷病手当金という制度がございまして、12月分の標準報酬月額平均の22分の1掛ける3分の2に相当する額が支給されると、そういう制度が共済組合のほうで設けられております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

男性の育児休業が少しずつ取りやすい環境になってきているということで、大変いいことだなと思います。もちろん長期・短期、職場の環境も様々あるでしょうし、職責によってはやっぱりなかなか取りにくい、出産の時期と自分の仕事の繁忙期などいろいろあります。やっぱり上司が出産ということをご存じであれば、積極的に気持ちよく休めるように勧めただけたらなと思います。上司の方は、多分年齢的にも、もうご自分が育児休暇を取るということは可能性として低いと思いますけれども、経験のある方はぜひ自分の子どもが産まれた時のことを思い出していただいて、男性の育児休業を率先して取得してもらおうよう上司から促してもらえたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと病気等で長期休暇となる方、まだ

庁内にもいらっしゃるということで、一日も早く元気に回復していただいて、職場復帰を願うところであります。

また、そうやって戻って来られた方に対する配慮というの、ぜひ職場においてつくっていただけたらなと思います。いろんな事情があつてのお休みでありますので、そこは本当に気持ちよく、またほったらかさないで、時々連絡なんかもできる方にはしていただいて、復帰しやすい環境をつくっていただけたら職員も安心して休めるでしょうし、また復帰しようという気持ちになってくれるんじゃないかなと思っておりますので、またどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 第4回定例会で提出されたのは、ほとんど人件費分ということで、先ほど議論になっていきます阪急正雀駅前の土地購入費が今回上がってるんですけども、10件のうち4件は何とか話ができ、あと残り6件になります。

先ほど債務負担行為では令和5年度までということで、推測しますと、早ければ令和5年度で残りの6件が整理されて、早ければ令和6年度には工事をすると、そこで完成というイメージを持ちました。

阪急正雀駅前については、地下道の前のところにロータリーを設置するというようなことも以前の議論ではあったと思います。それはいい話だと思っております。

令和6年度で完成するのであれば、もうそろそろそういう議論なりを始めてもよいのではないかと思いますけれども、今どんなふうな執行部としては考えられているのかについて聞いておきたいと思っております。

それから、42ページのところに給与の一覧表が書かれていまして、例えば特殊勤務手当というものがあります。今回は変更がないわけですが、これまでいろいろ行革の中で見直しがなされて、ある程度は整理されたようにも感じているんですけども、どんなものが残っているのかについて、この際確認させていただきたいなと思います。

もう一つ、下の段に通勤手当があります。この通勤手当も過去にいろいろありました。例えば定期券を6か月の長期で購入するようになるとか、歩いて出勤される人にも手当の支給というものがありました。それはもう廃止されてますが、現状ではどのようになったのか、これも確認するという意味で教えていただきたいと思います。

以上3点です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、阪急正雀駅前の考え方について、答弁をさせていただきます。

現在は道路計画としまして、府営住宅から阪急正雀駅に向かっての南北通りでございますが、こちらについて車道の幅員7メートルと両側歩道の2.5メートルずつ計12メートル、それと、駅に沿った道路として、阪急正雀駅舎のエレベーター前までの区間につきましては車道幅員7メートル、片側歩道として3.5メートル、全幅10.5メートル、これで計画をしております。その事業用地について、今回の4件、今後の6件、早期の完成に向け取り組んでおり、ご理解とご協力を得ながら確保していきたくと考えています。

阪急正雀駅舎の地下道につきましては、先ほどもございました阪急正雀駅前交差点が複雑な道路となっております、歩行

者、自転車利用者、また地下道を通行する自動車など、ふくそうしている状況であります。

周辺では十三高槻線が令和6年度に完成予定であるとか、引き続き大阪府が豊中岸部線の道路整備を着工しており、今後において阪急正雀駅舎の地下道の車両通行については、かなり減少していくものかと考えています。

そのような状況から、地域の沿道事業者や所轄警察とも協議しながら、地下道の在り方については検討していきたいと考えています。

またバスにつきまして、阪急正雀駅前道路は道路拡幅のみの事業となっておりますので、ロータリー等の計画はなく、現在は正雀の府営住宅周辺を利用して市内循環バスを乗り入れさせていただいております。

そのような状況から、バスにつきましては、今回の道路事業に応じて駅前まで伸ばすということは、今のところは考えてない状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、2番目のご質問の2点の質問に答弁をさせていただきます。

まず特殊勤務手当でございますけれども、ご質問にもございましたとおり、これまでの間に様々な整理を行ってきております。課題となっているのが年末年始勤務手当という特殊勤務手当でございます、この部分については時間外勤務手当と理由が重複する形で、特殊勤務手当を支給しているということでの指摘がございますことから、この部分が課題として1点残っております。

それから通勤手当につきましては、この

間様々な整理を行いまして、現状としましては国と同一ということで、指摘等はない状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 阪急正雀駅前について、ロータリーの設置は考えていないということでしたけれども、バスが入る、入らないは別として、やっぱり駅前ロータリーというのは考えたほうがいいのか、これは今までの議論でもあったと思います。

それから地下道を閉鎖する、閉鎖しないという話もあると思いますけども、その辺は、さっき言われたように周辺の道路の状況と合わせて検討を始めていくということでございます。よりよい地域に合った検討が進められていきますように、我々にまた希望を与えてもらえるような、そういう駅前になっていけるように期待しておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから特殊勤務手当ですね、また個別で教えてください。

以上で終わります。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 2点だけ聞かせていただきたいと思います。

7ページの債務負担行為の補正でございますが、交通指導業務事業の設定が2,755万2,000円の限度額で設定はされるということであります。既に令和元年度から3年間の交通指導業務の委託事業、3年契約ということの延長だと思ふんですけども、前回の債務負担行為の限度額が2,602万円だったと、ですから今回は限度額が上がっていると思います。

令和元年度、令和2年度の決算、それか

ら今年度の予算の合計額を見ると、現段階では約2,000万円弱というようなことになっております。こういった実績から見て、この限度額が前回よりも上がっているということについて、ご説明をいただきたいというように思います。

2点目は人件費事業、42ページ以降に記されております。先ほどからもご質問がありましたけれども、職員数が増加している一方で、給与・職員手当は減額をしていると。育児休業等のこともあるとは思いますが、その辺の要因について改めてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、安藤委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、交通指導業務事業としまして、令和4年度から令和6年度まで、2,755万2,000円を限度額として債務負担行為の補正を予定させていただいております。委員がおっしゃるように、前回は2,602万円で予算を組ませていただき、今回は2,755万2,000円で組ませていただいております。

この上昇分につきましては、この業務のほとんどが人件費となっております。その人件費の上昇分が債務負担の限度額に反映している、そういった状況でございます。

決算額2,000万円弱につきましては、入札により業者を決定していますので、入札額の減が発生したことが原因となっております。

この業務につきましては、駅前の重点地域での違法駐車対策業務、あるいは市内の迷惑駐車対策業務となっておりますので、先ほど言いましたように、人件費の上

昇分がこの限度額に反映している、そういった状況となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、2点目のご質問、人件費について答弁させていただきます。

資料の47ページに、在職する職員数ということで、補正前・補正後で、令和3年2月時点と11月時点の職員数の比較を載せてございます。この中に含まれるものとしまして、他会計への人事異動ということがマイナス1名となっている要因としてございます。

それから、今年度に入りまして年度途中での退職、それから年度途中の採用、これでプラス1名ということでございます。そのほかは、4月時点での採用・退職の関係でプラス10名ということで、職員数のご質問にもございましたとおりふえてございます。

ただ、育児休業等で給与の支払いが発生しなかった職員というのが相当数おりまして、この部分が減額の主な要因ということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

交通指導業務委託についてであります。人件費が主な増額の原因ということでございましたので、理解します。

その上で、この交通指導業務事業の現契約の仕様書を頂きましたら、交通指導員が安心・安全パトロール活動と、それから自転車安全利用指導員を兼ねて重点地域の見守り・見回りをしたり、鳥飼地域でも広報活動とか、迷惑駐車を防止するための活動に取り組んでおられるということでご

ざいます。

今後はこの債務負担行為令和4年度からの新たな業務委託の事業者選定に入るかと思いますが、選定の方法、それから仕様書に何か変更があるのかどうか。

とりわけ要望として申し上げておきたいのは、例えば鳥飼地域は仕様書から見ると、公用車で迷惑駐車防止の啓発活動等をやっているかという内容になっているかと思いますが、特に自転車の安全について、矢羽根型路面標示等を設置されています。

道路上に自転車が通行するレーンがあり、視認性が高まったという安全面の対応がとられている一方で、高齢者の方とかそれから小さいお子さんについては、学校等で指導もしていただいているかと思いますが、安全啓発という点では、自転車の安全の通行についても取り組んでいただいたらどうかなと思います。

これまでの契約でいうと、迷惑駐車防止啓発活動、鳥飼地域では2名ということで人員配置を定めておられますけども、その辺の変更等について、今後契約を結ぶ際の募集要項の中で加えることができないかどうなのか、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

それから人事課については、分かりました。先ほど福住委員からもお話がありましたが、育児休業の取得については対象者の約5割が育児休業を取られているということでございます。

決算審査のときにも質問させていただいたんですが、特定事業主行動計画の中にもありますように、男性の育児休業取得率というのを高めていこうという取り組みでございます。対象者の約半分ぐらいが利用されているということでありますが、一

方で男女共同参画計画に向けての意識調査の中で、男性が育児休業を取りにくい理由の多くが職場の皆さんに迷惑がかかるということが大きな割合を占めていました。

5割の取得率ではありますが、今後やはり人員が非常に少ない中で、少数で頑張っている職場で育児休業を取得するということになると、やっぱりちゅうちょするという可能性が十分考えられるわけで、そういう点でいうと、若い職員がふえているのと人事配置の工夫、そういったことにも配慮した取り組みが必要だと思いますが、令和3年度の補正予算に関わってそういった工夫なり、または令和4年度の人事配置においてそういった取り組みはやられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

もう一点は、人事異動の中で例えば市民税課、この間もいろいろ議論してまいりましたが、年度当初の人事異動を控えるとか、それから経験値の高い職員を育てるために、人事異動のスパンを部署によっては長くするというような工夫が第三者委員会からも提言されておりましたが、今回の人事異動の中で、例えば市民税課においてはそのような配慮はされているのか、その辺のお考えも合わせてお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、安藤委員の2回目の質問に答えさせていただきます。

本業務の令和4年度における選定方法、それから仕様書の変更でございますが、これまでどおり、令和4年度から令和6年度までの業務につきましては、入札によって業者選定をしていきたいと考えており

ます。

また仕様書の変更につきましては、現在の仕様書をそのまま変更なく、この内容によって違法駐車啓発及び鳥飼地域等における迷惑駐車啓発、あと安全・安心パトロールを兼ねた取り組みを通して、市内の安全・安心に努めていきたいと思っております。

それから自転車の通行に関する安全啓発についてでございますが、本業務とは別に、交通安全啓発事業というのも予算を組ませていただいております。その中で啓発の指導員もおりますので、交通安全の各教室等を通じて啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは2回目の2点のご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の男女共同参画といいますか、特定事業主の関係でのお問い合わせでございます。全体としましてお答えをさせていただきますと、それぞれ各年度の職員の配置ですとか、その業務の内容ということについては、人事課で各課と随時協議を行いながら、判断をしているわけなんですけれども、傾向としましては、ここ数年やはり制度改正ですとか、各年度各課において業務がふえている傾向にあると感じているところ です。

その工夫ということでのお問い合わせでございますけれども、次年度に向けては、現在採用試験等も行っておりますけれども、職員数の少し増員も視野に入れながら採用試験を進めているということでございます。

それから2点目のご質問でございますけれども、市民税課のお問い合わせでした。市民税課につきましては、今年の当初

課税に向けて業務の一部委託ということも実施をされております。

この中で、常勤職員の増減というのは今年度においてございませんけれども、第三者委員会の報告書にもございました異動時期の工夫ということは実施していくべきだろうということで、原課とも協議を行いながら、今回は4月の異動は行わずに、ほかの時期での異動ということで対応をいたしているところでございます。

今後も人事異動の運用範囲として、そういうところはしっかりと配慮しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後に要望しておきたいと思いますが、交通指導業務事業につきましては、これまでと同じ仕様書の形で募集をされるということでもあります。入札ということで、恐らく金額での競争ということになりますが、適正な競争でやっていただきたいと思っております。

それから自転車の安全の啓発について、鳥飼地域の矢羽根型路面標示もされていて、ある意味摂津市内でも自転車の安全走行という点では、先進的にいろいろ取り組まれている地域でもあります。それ以外にも自転車の安全のための事業があるということもございますので、ぜひそちらのほうは重点的にやっていただきたいと思っております。せっかくパトロールしていただきますので、その矢羽根型路面標示に関わって自転車の走行状況等も注意して見ていただきたいと思っております。矢羽根型路面標示部分の違法駐車が大分減ってきているような印象を持ってはおるんですけども、自転車の安全走行についても、迷惑駐車と

合わせてしっかり見ていただくということもお願いしていただけたらなということで、要望しておきたいと思っております。

人事課については、いろんな工夫もしていただいているかと思っております。5割も男性の育児休業が取得されてるということでありますので、もちろん取られる方も、それから職場の中でもそういった意識というのは変わってきてると、かなり考え方も変わってきているのかなと感じていますが、やはり繁忙期がある部署もありますので、その点は一人抜けることによってほかの人たちに業務が集中していくということを考えてときに、育児休業の取得をちゅうちょしてしまうというようなことはどうしても出かねないと思っております。

そういったことが起きないように人事配置であり、もしくは若い職員の多い部署、それから業務の集中する期間があるような部署については一定の人事配置を行う、場合によってはやはり全体の増員を図っていったって、育児休業であるとか有給休暇とか、そういったものが誰でも取れるというのを前提にした職員の管理を行っていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

市民税課については了解しました。市民税課にかかわらず、いろいろ専門性の高い部署があると思っておりますから、その辺もまた整理をしていただきたいと思っております。要望とします。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 今、議論されている正雀南千里丘線外2路線の話であります。

主要事業においても、この事業については総事業費も含めて組まれていますし、令和7年度完成ということで、主要事業では

出されております。今回ようやくこれまでのいろんな課題について整理をされて、これから本格的に取り組んでいきます。この事業費について、どのぐらいの金額になるのかということについて教えていただきたいと思ひます。

2点目は、先ほど議論された周辺の環境変化といひますか、十三高槻線の完成だとか、豊中岸部線といひことも含めて、近い将来交通アクセス上は大きな変化を迎えます。

そんな中でいろんな駅前整備を含めて、この地域はご承知のとおり正雀地区のまちづくり協議会ではいろんな協議も行ってきましたので、今回の補正と関係ないんですけども、そういう交通アクセス、安全対策とは別の問題として、この阪急正雀駅前地域の全体像をどうまちづくりに反映されるのか、こういう問題について、早めに準備をしてほしいなと思ひますので、その点についての考えをお聞かせください。

3点目として、公共事業についての行政側の対応として、その方々が残地について利用するときには利用しやすいように、例えば事前にその用途地域の変更とかによって容積率とか建ぺい率とか、有効に活用できるような措置を考えるべきだと思ひますので、現時点でお考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、現在は12月で令和3年度があと数か月となっておりますけれども、改めて財政調整基金も含めて、この基金の令和3年度の状況を踏まえてどういふ見込み、どういふ推計をされているのか、一度聞かせていただきたいと思ひます。

以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは野口委員の

ご質問にお答えさせていただきます。

令和7年度完成といふことで組ませていただいておりますが、現在この地域については、国有地の整理だとか地図混乱の地域で、その解消にかなり時間を費やしたといふことで計画が遅れている状況ではございます。

今回、年度途中でございますが、交渉の中で前向きな意向を示していただいている方に対して、補正予算を組ませていただいて契約に向けて進めてまいりたいと考えております。今後は、各地権者の営業されている借家人や地権者の方々と交渉を進めていく段階になってきましたが、それぞれの方々のご理解とご協力を得ながら、早期完成を目指して進めてまいりたいと考えております。令和7年度になるかどうかはこれからになりますけれども、早期完成を目指して頑張りたいと考えています。

また事業費につきましては、7億円ぐらいはかかってくるかといふ見込みをしております。ただ、これから調査を進めていく物件等もございます。あと借家人等の借家人保証もございます。その算定結果によっては、変更は生じてくることもあろうかと思ひます。

それから地域の全体像についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、本事業は駅前におけるバリアフリーの特定道路や通学路として整理するために取り組んでおります。

大阪府による府道の整備等も見越して、先ほども申し上げましたその地下道の在り方だとか、あるいは駅周辺の交差点の在り方だとか、そういったものを検討しながら、円滑な駅前における歩行者の安全を確保することをまず目標に頑張っていきたいと考えています。

それから権利者の将来の準備に向け、残地が発生した際の道路における中心後退等のお話で、中心後退とか用途地域のお話ではございますが、今回は前面道路の買収のみで、建て替えによる後退義務は発生しませんが、これも建築基準法等に基づいての対応になってきますので、なかなか道路事業として用地買収することでの対応というのは今のところ難しいかなとは考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 基金残高の見込みについてでございます。まず財政調整基金でありますけれども、令和2年度の決算後では約61億円であります。

令和3年度の当初予算、それから補正予算の第1号から第9号までで合わせて約9億円の取り崩しを予算計上しておりますことから、この時点で財政調整基金の残高見込みとしては約52億円であります。

今回の補正予算第10号では、約2億円の取り崩しを予算計上しておりますことから、財政調整基金の残高見込みにつきましては約50億円と考えております。

また減債基金と公共施設整備基金を含めました主要3基金についてでありますけれども、主要3基金の令和2年度末の現在高は約140億円となっております、令和3年度末の見込みといたしましては、約120億円と見込んでおります。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 阪急正雀駅前ですが、将来的な問題については、担当課長レベルではなかなか難しい範疇の話になろうかと思っておりますけれども、ご承知のとおり、正雀地区全体の環境をどうつくっていくかという

ことで議論してきた経過もあります。今回阪急京都線連続立体交差事業など一部地区を含めていろんな開発が進む中で、将来に向けてどういう区域内でのまちづくりをしていくかという議論は当然市民を巻き込んですべき話だと思います。単純に循環バスを駅前に持ってくるということだけじゃなくて、どういうまちをつくっていくのかというところを市民の方々を巻き込んで進めていける環境をぜひつくっていただきたいです。副市長、この問題についてお考えがあれば聞かせていただければと思います。

それと関係権利者のデメリットの問題で、大阪市や茨木市では、デメリットが少ないように事前に用途地域を変更して、それで建ぺい率・容積率を変更しております。近隣市ではこのようなデメリットを少なくしていくという工夫もしております。国の補償基準だけでは、権利者の方々の将来を考えた場合にその希望に合った金額まで算定できませんので、市としてできることをぜひやっていただきたいということを強調しておきたいと思っております。

基金の問題です。昨年度は財政調整基金が9億円ふえており、61億円となっております。主要3基金の合計では140億円ということになっております。

本日はそういう議論はしませんけれども、主要3基金の総額で述べられておりますが、この土地開発基金の原資は財政調整基金ですので、希望としては基金残高についてはやっぱり土地開発基金も設けていただいて、そういう基金残高についての位置づけは一応検討していただきたいということは、申し上げておきます。

以上2回目です。

○三好義治委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 ご指摘いただいた市民を巻き込んだ具体的なビジョンをつくっていくということは、非常に重要な視点かと思っています。

私としましても、そういう視点を持ちながらちゃんとやっていかなきゃいけないと思っておりますので、今後またそういうところをどこの場でやるかとかも含めて、いろいろと検討は進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、答弁させていただきたいと思えます。

それぞれ皆様方がご存じのように正雀地域のまちづくり、これまで市民を巻き込んでいろいろな議論がなされてまいりました。ところが現実を見ますと、ほとんどまちは変わっておりません。そういうことでは、正雀地域のまちを見たときに、非常に遅れているなという感覚はございます。特に阪急正雀駅を降りますと、先ほどご質問がありましたように、複雑で狭小な道路の中で人が行き来をしているという状況であります。

具体的には、正雀地域のまちづくりは面的な整備はなかなかできなくて、周辺の道路の拡幅をまずやっていこうということでございます。そんな中でロータリーとかそういうお話がございましたけれども、その周辺の道路改修ができたときに、今後どういうふうなまちをつくっていくのか検討する必要があります。

特によく言われますJR千里丘駅は本市の玄関口というようなことを言われますけれども、阪急正雀駅もやはり本市の玄関口として今後どうしていくのか、これはしっかりとした議論が必要だと思っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最後ですが、正雀地域のまちづくりについては、ぜひ市民も巻き込んでいただいて、具体的に進めていただきたいと思っています。両副市長からご答弁をいただきましたので、期待して質問を終わります。

○三好義治委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 それでは、何点か質問等させていただきます。

まず32ページの阪急正雀駅前の道路の件なんですけど、先ほど来議論が交わされております。やはりここはまず歩行者の安全確保という点で確実に道路拡幅、これを進めていただきたいです。改めて確認ですけれども、土地購入費についてその路線単価とその購入費用、どのように差異があるのか教えていただきたいなと思えます。

そして移転補償費、今回10件中4件というところなんですけども、その内容について、お答えできる範囲で教えていただきたいと思えます。

そして、次に43ページのところで、人件費です。先ほど来他の委員からも質問がありました休暇に関してですけれども、病気休暇の期間、そしてその後の休職の期間、そこは区別されているのかどうか、その点を教えていただきたいなと思えます。

以上、3点です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず土地の購入費用についてでございますが、土地の価格につきましては、不動産鑑定士による鑑定評価に基づいた平米当たりの単価と、事業用地面積を掛けた価格によって確定させていただいております。

移転物件の内容についてのご質問でございますが、物件につきましては、10件中の4件でございます。阪急正雀駅舎側の道路に面した木造の4件が対象として今回は上げさせていただいております。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、人件費の質問に答弁をさせていただきます。

病気休暇と休職の制度なんですけれども、まず病気休暇は通勤手当等を除いて、給料が全額支給される形になります。これが90日まで取得が可能ということになってございます。

その後はですね、休職という制度になりまして、こちらは最大3年の休職ができるようになっておるんですけれども、最初の1年は給与の8割が支給をされ、1年を超えますと、支給はなくなるというような制度になってございます。これがなくなったときには、先ほど答弁させていただきましたけれども、傷病手当金ということで、共済組合のほうで一定額を支給する制度というのが設けられているということでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、1回目の質問の中で阪急正雀駅前の道路について、土地購入費の中で不動産鑑定士を入れてしっかりとやっているというところの答弁でしたけども、改めて路線単価の費用というのを教えてくださいなと思います。

移転補償につきましては、木造の4件分というところで、一定こういった金額になるということを理解いたしました。

最後に病気休暇、そして休職につきまし

ては理解をいたしました。

これに関しては、ぜひ職員がしっかりと復帰をできる形に、病気を治してそして確実に復帰をしてまたしっかりと仕事をさせていただくと、そのための環境整備というのは極めて大事なのかなと思っております。病気をした後々には退職していくということは、やはり本市にとっても大きな戦力が損なわれてしまうということも踏まえて、人事課としてもその点は配慮していただきたいなと思います。

この件は以上です。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員の2回目の質問で、路線単価の費用のご質問でございますが、土地価格のほうで答弁させていただきます。

土地鑑定士に依頼しておりまして、まずその画地の中で標準画地というのを設けさせていただいております。標準画地を設けまして、類似地域の取引事例だとか、あるいは土地における建物、賃貸等の収益価格、対象不動産と同一需給圏内による地価公示、この辺などからまず標準画地の不動産鑑定評価というのを決定させていただき、そこから個別の土地について道路条件や交通接近状況、あるいは環境状況などを見まして、もう一つは土地の形や間口の形状などを査定して決定しております。それぞれ土地の場所によって価格が異なりますが、平米当たりは大体30万円ほどの土地価格になっている状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 この質問をお聞きしておりますのは、その土地購入費のところ、どこまで妥当性があるのかということも確認をしたいという意味で、その土地の

価格、そして今回購入した際のその価格というところの差異について、どのように判断できるのかというところを示していただきたいなと思います。

以上です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時9分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

永田部参事。

○永田建設部参事 すいません、路線価につきましても、阪急正雀駅舎側が16万6,000円、府営住宅に向かった南北通りが16万5,000円になっております。

あと先ほど申しました土地の状況等も勘案しまして、各個別の土地についてはそれぞれの査定をもって路線価、あるいは公示価格等を参考に総合的に判断して価格の決定をしております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。路線価格とその差異については一定理解をいたしました。

こちら阪急正雀駅前につきましては、先ほど来皆さんも議論されています。にぎわいづくり等も今後検討していただきたいという中で、これから健都へニプロが進出され、アライアンス等も建設されていく中で、健都から最も近い阪急の最寄り駅としては阪急正雀駅であります。

このエリアの可能性というのは本当に将来的にはすごく伸びていくと考えております。

その際には、ぜひバスの路線を阪急正雀駅からJR岸辺駅までつなぐ、そういったこともできるのではないかと考えておりますので、このポテンシャルを生かしてい

くということをぜひ将来的にも検討していただきたいなと思います。本当にこの周辺は変わっていく中で、阪急正雀駅もしっかりと変わっていくものと考えておりますので、そういったところを見据えて取り組んでいただきたいなと思います。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 土地購入費の問題が質疑されているので確認ですけれども、2,567万円の土地購入費で購入される平米数はどれくらいでしょうか。

○三好義治委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、野口委員の質問にお答えさせていただきます。

今回上げさせていただいている土地価格の事業用地の面積でございますが、約85平米となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 よろしいですか。

野口委員。

○野口博委員 はい、結構です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第70号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 改めて今回の市税条例の一部を改正する件なんですけれども、今回の改正による概要の説明をしていただければと思います。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に

係ります部分について概要の説明をさせていただきます。主なものという形でさせていただければと思います。

まず、今回の市税条例の改正で上がっております第15条、第19条、第30条の3、附則第5条関係につきましても、非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しに伴います改正となります。

こちらにつきましては、令和2年度の税制改正におきまして控除の対象となる扶養親族、いわゆる控除対象扶養親族と言いますが、そちらの要件を厳格化し、国外に居住の親族につきましては、原則29歳以下の者及び70歳以上の者に限って控除の対象とすることとされたことによる文言の整理等でございます。

そちらに関しましては、控除の対象となる扶養親族の定義が変わりましたことで、個人市民税の均等割・所得割の非課税限度額における所得金額の算定の際に考慮すべき扶養親族の概念について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定した改正でございます。

また公的年金等受給者の扶養親族申告書というものがございますが、こちらで必要とされる情報におきましては、16歳未満の扶養親族に係る情報が必要ということになりますので、そこが今までは「扶養親族（控除対象扶養親族を除く）」と規定されていたところでございますが、この控除対象扶養親族自体の対象の見直しがありましたので、この扶養親族というものを年齢16歳未満の者に限るという文言の修正が必要ということになりました。

あともう一点はセルフメディケーション税制の見直しがございます、こちらは附則第6条関係になります。

こちらは特定の一般用医薬品等の購入

費を支払った場合に、医療費控除の特例としてありましたものが、現在令和4年度まで対象となっておりますが、今回の改正で対象医薬品をより効果的なものに重点化した上で、令和9年度まで5年間の延長を行う改正でございます。

市民税関係の主なものにつきましては以上でございます。

○三好義治委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 それでは、塚本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

固定資産税に関するものにつきましては、昨今の浸水被害、雨水の関係で浸水被害が増大しているという関係上で、新たに行政だけではなかなか治水ができないというようなこともありますので、民間のお力も借りながら、流域治水を行っていくという関係の下で新たに制定されたものであります。

内容といたしましては、民間の方が設置されました雨水貯留浸透施設を設置された場合につきましては、課税標準を3分の1とする特例を設けたという形になります。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

いわゆる扶養家族ですね、国外居住者に対応する扶養家族の見直し、及び特定流域における固定資産税の減免といったところが主な趣旨であることを理解いたしました。

ただセルフメディケーションに関しましては、やはりドラッグストアでセルフメディケーションの対象商品となるものを買われている市民の方は非常に多いと思われるんですが、どうしてもそれを医療費

控除として申請している方というのは非常に少ないのではないかと考えています。私自身もちょっと面倒くさいからやめとこうみたいなそういう感覚があります。

こういったことに関して、その課題とされていることがありましたらお教えてください。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、塚本委員の2回目のご質問にお答えをいたします。

セルフメディケーションの医療費控除について手間がかかるというようなことで、申告されてない方もいらっしゃるのではということの課題でございます。このセルフメディケーションの医療費控除を使う際に、ご自身で疾病予防の取り組みをしているということで、健康診断等を受けておられるという証明書を申告の際に添付しないといけないことになっておりました。それについては課題であるだろうということで、令和4年1月1日施行になりますけれども、それ以降で申告をされる際には添付は義務づけではなくなります。ただその書類があるかどうかを問われたときには、提示できるようにご自身で保管しておいていただきたいということで、手続の簡素化につきましても、課題の部分は少し改正をするということになります。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

そういった課題に関して、より一層多くの方々知ってもらえるように正しい税制の在り方、あくまで申告制度でございますので、そういったところに関しては啓発活動を常に意識してやっていただくように、これは要望としておきます。

私からは以上です。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、セルフメディケーションの推進について、もう少しお聞きしたいと思っておりますけれども、これは少子高齢化社会の中で限りある医療資源を有効活用するというのと、国民の健康づくりを促進するということがまず前提として大事であると思っております。

その中で、今、定期検診を受けたという結果の通知は残しておくということがあったわけですが、やっぱりこの制度自体がまだまだ知られていないといいますが、その辺の普及といいますか、広めるためには何かされているのかということをお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、福住委員のご質問にお答えをいたします。

先ほどセルフメディケーションのご説明をさせていただきまして、今後普及といいますか、皆さんに知っていただくことの課題の部分で何かされているかということでございます。これに限ったことではなくて、税制改正がありましたら広く市民の方にお伝えをするという意味で、一つの手段としてはホームページでこういう税制改正が行われますということにつきましては、出させていただいております。またそれぞれ所管の省庁のホームページでも出させていただいております。あと医薬品関係ですので、厚生労働省から薬局関係のところ働きかけもしていただくと考えておりますが、我々としては、ホームページ等で市民の方にお知らせをするというようなところしか今のところ手段としては持っていません。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。摂津市内でのこの定期検診というところでいきますと、保健センターがありますので、そこで例えばポスターを貼っておくとか、健康診断を受けられたところに、こういう特典もありますよというようなことで何か紹介するなり、どこかで分かるようなチラシを貼っておくなりということは一つやってもいいのかなと思います。

もう一つは、キャッシュレスで払ったりといった場合にはレシートがなかったりするわけで、その辺のことも理解してもらえているのかどうかということです。確定申告をするときにはやっぱりそういったものが必要になっていると思うんですけど、その辺のところではどこまで意識のある人が知ってるのか、また意識がなくてもこういったことが使えるということをどのように広められているのかについてお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、2回目のご質問にお答えをいたします。

委員がおっしゃられますように、レシートが出ないような形というものもあるのかとは思いますが、レシートの添付ということではなくて、何を買ったかということの医薬品名の表ですね、その明細で申告をしておるといところもあります。e-Tax等で申告をされる場合は、医薬品名の入力を省略することができるようなアプリでありますとか、そういう電子的なところの部分についても、入力手続の簡素化を図る方策について、引き続きいろいろと検討していくということはお聞きしておりますが、今の段階で分かるところはそこまでということで、よろしくお願ひいたします。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。せっかく税金が少しでも戻ってくるという制度ですけれども、なかなかその手続の準備といたしますかやっぱり手間だったり、ある程度の金額までいかないところからの控除がないというようなこともあります。でもやっぱり市民の方に知らせておくことって大事なのかなと思います。

病院の領収書をなくしちゃうと再発行されませんということだけは覚えているんですけど、やっぱりなくしてしまったりすることがあります。でもその前にやっぱり健康であり続けることが大事ですので、保健福祉課と健康づくりにお役に立てられる、また医療費が少しでも抑えられるような取り組みというものを考えて実施していただけたらと思っておりますので、ぜひまた新しい発想を生んでいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 1点だけにしておきたいと思います。

最初にご説明があった項目で、個人市民税の関係ですけれども、摂津市の中で実際に影響が出る人数はどれぐらいになってくるのかというのを聞いておきたいと思ひます。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、個人市民税の関係のご質問にお答えをいたします。

この国外居住親族の取り扱いの見直しによって、影響がどのぐらい出るものかということでございます。実際に国外居住の方について、何か統計的にとれるというようなことが今はございませんので、国外居住親族のこの取り扱いでの扶養というの

は、数としては少ないかなと感じておりますが、実際の影響については分からないといったところでございます。申し訳ございません。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 今回、条例改正が幾つか入っております。平成29年からこのセルフメディケーション税制がスタートしたときに、税制上利用する方々の税の軽減に寄与する面もありますし、逆に言えば受診の遅れの問題だとか副作用が生じるということで、そういう立場から日本医師会などが反対をするという中でスタートしたわけです。それから5年がたとうとしてますけども、市民税課でつかんでいる分で、この制度を利用した方がどれぐらいかということが、もし分かれば教えてください。

○三好義治委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、野口委員のセルフメディケーションの制度の活用をしておられる方についてのご質問にお答えいたします。

この医療費控除の制度自体を使っておられる方につきまして、令和3年度の市・府民税で見ますと、実際に医療費控除のところに金額が入っている方というのは、全体の納税義務者の中では約1割ほどです。

この内セルフメディケーションの部分につきましては、医療費控除全体のうち0.46%程度ということで、全体の納税義務者が4万3,000人ほどで、医療費控除自体を受けておられる方は約1割程度いらっしゃるんですが、その1割程度の中の0.46%ほどとなります。このセルフメディケーション自体が使われている方、通常今までありました医療費控除との併用はできませんので、どちらかを使っていたかということになり、使われている方としま

しては、通常の医療費控除に比べると少ないかなという印象を持っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案議70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時37分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 野口 博